

新たな保育の仕組みの概要

(社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日))

○「次世代育成支援のための新たな制度体系」のさらなる検討に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

現在の保育が抱える課題

【都市部の課題】

- 保育需要の飛躍的増大(大きな潜在需要)
- ← 現行制度は、行政が、財政状況等も勘案して保育の量を決める仕組み。(①都道府県認可(参入判断)に裁量有り、②市町村の保育実施義務に例外有り、子どもの保育を個別に保育所へ委託)

【地方部の課題】

- 人口減少地域における保育機能の維持
- ← 現行制度は、定員が少ないと十分な財政支援が受けられず。
 - ・ 認可保育所は原則定員60人以上。条件付でも定員20人以上。

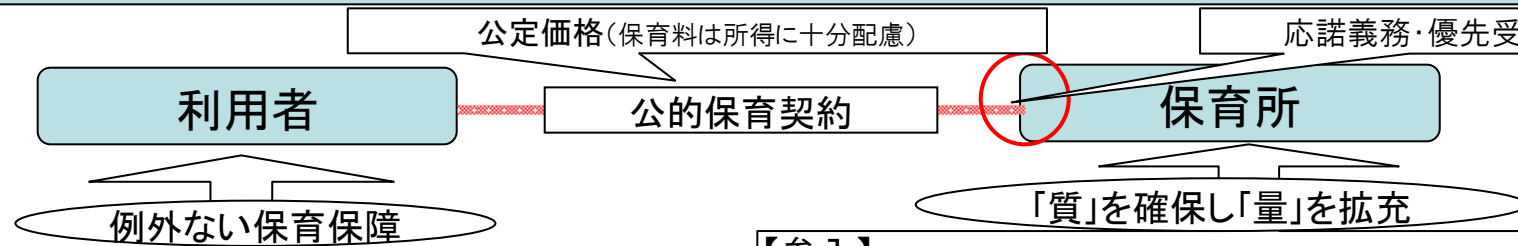
【共通する課題】

- 保育需要の深化・多様化(働き方の多様化・親支援やすべての子育て家庭の支援の必要性)
- ← 一方、保育の必要性の判断基準(「保育に欠ける要件」)に地域格差。専業主婦を含めたすべての家庭への子育て支援も弱い。

新たな保育の仕組み ※実現には財源確保が不可欠。国・地方を通じ公的責任強化。

市町村の公的保育の保障のための実施責務

(①必要な子どもに例外ない保育保障、②質の確保された保育提供体制確保責務、③利用支援責務(利用調整等)、④保育費用の支払義務)



市町村が客観的基準で認定

- ・ 保育の必要性・量 / ・ 優先的利用確保の要否(母子家庭等)
- ※ 保育所決定とは独立。需要の顕在化

- 認定の基本事項は、国が基準設定。
- パート、早朝・夜間、求職者、同居親族がいる場合でも必要性認定。
- 専業主婦も一定量の一時預かり保障。

【参入】

都道府県が最低基準で客観的判断(指定制を基本としつつ検討)

【施設整備】

減価償却費相当額を運営費上乗せを検討。

(集中的整備促進等の補助は維持。)

※ 認可外保育施設には、経過的な財政支援により質の底上げ。

小規模サービス類型、多機能型の創設

○ 今後、本報告を踏まえ、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・拠出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取組むべき課題」について検討。)
- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた「基本的考え方」をとりまとめ。
- 同年9月より議論を再開し、「基本的考え方」に基づき、具体的制度設計を本格的に開始。
- 12月9日に、保育制度のあり方を中心とする「第1次報告」(案)を提示。
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ。
- 第1次報告のとりまとめ後も引き続き、更なる詳細設計を続ける予定。

(社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
内 海 裕 美	吉村小児科院長
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授
清 原 慶 子	三鷹市長
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长

庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
野 呂 昭 彦	三重県知事
福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
山 本 文 男	福岡県添田町長
吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役

(五十音順 敬称略)

社会保障国民会議 最終報告(平成20年11月4日)(抜粋)

3 中間報告後の議論

(4) 少子化対策の意義と課題

少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金をはじめとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるという点で、最優先で取り組むべき「待ったなし」の課題である。

本年6月の中間とりまとめでは、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」として位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消を目指し、①仕事と生活の調和、②子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。

あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効率的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

中間とりまとめで指摘した「新たな制度体系の構築」に関して、保育サービスのあり方や育児休業制度の見直しについては、すでに専門の審議会において、年末に向けて議論が始まっているところであるが、今後の議論に反映させていくため、以下のように課題を整理した。

① 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等

新たな制度体系構築に際しては、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることが必要。

働き方の多様化、子育て支援ニーズの深化・多様化を踏まえ、提供者視点ではなく、子どもや親の視点に立った仕組とすることが重要であり、良質なサービスをきちんと選べる仕組とする必要がある。また、病児保育などの多様なニーズへの対応も課題。サービス量の抜本的拡充のためにも、

- ・ ニーズの多様化に対応した保育の必要性の判断の仕組(「保育に欠ける」という要件の見直し)
- ・ サービスが必要な人が安心して利用できるような保障の強化(権利性の明確化)を図り、保育所と利用者が向き合いながら、良質で柔軟なサービス提供を行う仕組
- ・ 民間活力を活用する観点からの多様な提供主体の参入
- ・ 一定の質が保たれるための公的責任のあり方

といった見直しの視点を踏まえつつ、専門の審議会において議論を深めていく必要がある。

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

① 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等(続き)

放課後児童対策について、制度面・予算面とも拡充する必要。

身近な地域における社会的な子育て支援機能の強化が必要。

育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性(父親)の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。その際、企業経営者の意識改革とともに、企業内保育施設設置に対する支援も含め、企業にインセンティブを与えるような仕組みも重要。

縦割り行政を廃し、サービスを実施する市町村における柔軟な取組を可能とすることが必要。

② すべての家庭の子育て支援のあり方

新たな制度体系の構築に当たっては、育児不安を抱える者への対応など、すべての子育て家庭に対する支援をより拡充することが必要。

安心して子どもを産むことができるための妊娠・出産期の支援の拡充が必要。

母子家庭への支援、社会的養護を必要とする子どもや障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する配慮が必要。

地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出すことが必要。

③ 国民負担についての合意形成

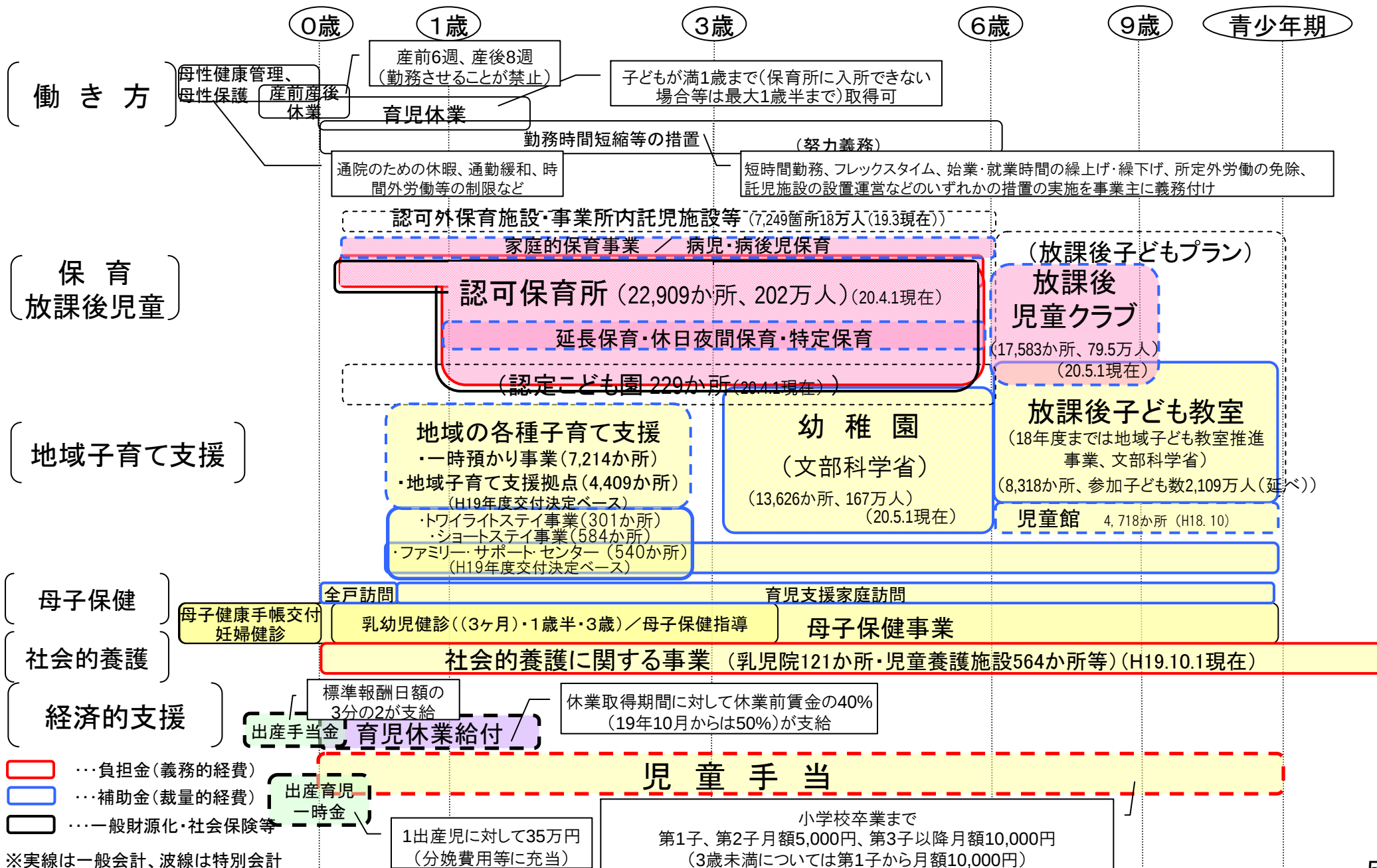
少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

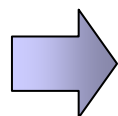
次世代育成支援に関する制度の現状



子育て支援サービス等の拡充に必要な社会的なコスト

(2007年12月「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議)

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 **1.5~2.4兆円**

(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

(参考) ※社会保障国民会議による少子化対策の追加公費額
= 1.6~2.5兆円(消費税率0.4~0.6%)(2025年)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

(平成20年12月24日閣議決定)(抜粋)

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

2. 税制抜本改革の基本的方向性

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

少子化対策の工程表

